

3 森林・林業・木材産業政策の推進について

平成20年10月28日

地球温暖化防止に向けた京都議定書の発効に伴い、温室効果ガス削減目標を達成するためには、二酸化炭素吸収源としての森林の役割がなお一層重要になっている。

一方、我が国の林業及び木材産業は、採算性の急激な悪化、林業就業者の減少・高齢化等により、極めて厳しい状況に置かれており、森林の維持管理が非常に困難な状況にある。

よって、「森林・林業基本法」の基本理念に沿って森林の多面的機能の持続的発揮と林業・木材産業の健全な発展を図るため、次の措置を講ぜられたい。

(1) 間伐を始めとする適切な森林整備や効果的な治山事業を推進するとともに、新たな税制の創設を含め森林整備に必要な財源確保対策を図ること。

(2) 持続的な森林の管理・整備を図るため、森林組合等の林業事業体の体質強化を図るとともに、「緑の雇用担い手対策事業」による担い手の確保・育成等の対策を強化すること。

(3) 森林資源の循環利用を促進するため、公共事業等での積極的な木材利用を進めるなど、国産材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマスエネルギーの利用を推進すること。

また、燃油価格は依然として高水準にあることから、品質・性能の確かな木材を安定的に供給するため、低コスト化等、木材産業の構造改革に向けた取組を推進すること。

(4) 違法伐採を防止するため、合法性の証明など、違法伐採木材の輸出入規制に関する木材生産国と消費国双方の国際的な取組を強化すること。

また、国内木材業者等に対しても合法性の証明などの自主的な取組を支援すること。

(5) 累積債務の増加により経営危機に直面している森林整備法人については、補助制度や都道府県の支援に係る地方財政措置などによる経営安定対策を拡充すること。

また、既往債務問題への対応について、都道府県営林化や債務引受による場合も含め、抜本的な対策を講じること。

(6) 健全な森林の保全・育成を図るため、松くい虫防除対策やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ対策を一層推進すること。

また、ニホンジカ等の野生鳥獣による森林被害が深刻・広域化していることから、個体数調整や食害防除対策の充実・強化を図ること。

閉じる